

高齢者の肺炎球菌ワクチン 定期予防接種費用を助成

費用助成対象者(小松島市に住民登録がある65歳(S31.4.2~S32.4.1生)・70歳(S26.4.2~S27.4.1生)・75歳(S21.4.2~S22.4.1生)・80歳(S16.4.2~S17.4.1生)・85歳(S11.4.2~S12.4.1生)・90歳(S6.4.2~S7.4.1生)・95歳(T15.4.2~S2.4.1生)・100歳(T10.4.2~T11.4.1生))の方に接種費用を助成します。

**ご希望の方は、医療機関に必ず電話予約をして、
3月31日(木)までに接種してください。**

【料金】 4,000円(自己負担額)

※費用助成対象者で生活保護世帯の方は、事前の申出により無料となりますので、必ず予約時に医療機関に申し出てください。

※新型コロナワクチン接種をされる際は、13日以上の間隔をあけて接種してください。

※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、定期接種の対象外です。

※対象者の方には、令和3年4月に個人通知をしていますので、実施医療機関などをご確認ください。

【お問い合わせ先】

市保健センター ☎32・3551 / FAX32・4145
Mail:hokencenter@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

骨髄等移植ドナー 助成事業のお知らせ

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した市民やドナーの方が勤務する事業所に対して助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的に実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【助成額】

骨髄等移植ドナー助成事業助成金交付要綱に基づき、申請により交付決定します。

助成対象ドナー

提供1回につき上限14万円

助成対象事業所

提供1回につき5万円



【お問い合わせ先】

市保健センター ☎32・3551 / FAX32・4145
Mail:hokencenter@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

お子さまの医療費自己負担分について

子どもはぐくみ医療費助成制度の払い戻し対象とすることがあります

保険適用の自己負担分医療費について、「子どもはぐくみ医療費受給者証」を使用できなかった場合において、市保険年金課に申請をしていただくことで、「子どもはぐくみ医療助成対象分」が払い戻しの対象とすることがあります。

払い戻しとなる場合

1. 県外の医療機関等で受診したとき
 2. 柔道整復師等の施術を受けたとき(整骨院・接骨院)
 3. 医師が治療上必要と認めた、治療用器具(コルセット、治療用眼鏡等)を購入したとき
 4. やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費を全額支払ったとき
 5. 小児慢性特定医療費医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証等を使用し、一部自己負担金を支払ったとき
- ※小松島市と別途契約をしている整骨院・接骨院については、受領委任払いの取り扱いが可能です。
受診の際は健康保険証・受給者証をお持ちください。
※高額療養費・付加給付金に該当するときや、上記「払い戻しとなる場合」の3および4に該当する場合は、加入している健康保険に対しても払い戻しの手続きをしてください。

【お問い合わせ先】

市保険年金課 子どもはぐくみ医療担当(1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

払い戻し手続きに必要なもの

- ・明細のわかる領収書(診療日、診療報酬点数、領収金額、領収印等)
- ・お子様の健康保険証
- ・受給者名義の普通預金通帳
- ・治療用器具購入の場合は以下についても必要(コピー可)

コルセット等

- ★医師の証明書
- ★保険者発行の支給決定通知書

治療用眼鏡

- ★作成指示書もしくは眼鏡処方箋
- ★保険者発行の支給決定通知書

